

諮問日：平成30年8月27日（平成30年度（最情）諮問第36号）

答申日：平成31年2月22日（平成30年度（最情）答申第67号）

件名：「裁判官の在り方を考える」研究会の速記録等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年5月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書の全てが存在しないのは、不自然である。

本件開示申出文書が見付からないのであれば、配布先から入手した上で、情報公開すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において本件開示申出文書を探索したが、存在しなかった。

また、研究会が開催されたとされる平成13年12月頃から本件開示申出に至るまで相当な期間が経過しているから、本件開示申出文書を作成し、又は取得したか否かは不明である。

なお、文書開示の手続は、裁判所が保有する文書を開示するものであり、開示申出に応じるために文書を取得する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年8月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月26日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月29日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年11月2日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ⑥ 同月16日 審議
- ⑦ 平成31年1月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件申出を受けて探索したものの本件開示申出文書は発見されなかったとのことである。苦情申出人が挙げる記事には研究会が平成13年12月頃に開催されたと記載されており、本件開示申出までに相当の期間が経過していることからすれば、本件開示申出文書が作成され、又は取得されたとしても、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないという上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

苦情申出人は、本件開示申出文書を保有していないならば、配布先から入手して開示すべきであると主張するが、開示の手續の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書等であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいうのであり（取扱要綱記第1）、裁判所においては、保有する司法行政文書を開示の手續の対象とすれば足り、開示の申出に応じるために司法行政文書を取得する必要はないから、苦情申出人の主張を採用することはできない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め

られる。

- 2 以上のおりであるから，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 「裁判官の在り方を考える」研究会の速記録（特定の記事に記載されているもの）
- 2 上記1の文書のダイジェスト版
- 3 上記1及び2の文書に類似する文書